

## 御堂筋における道路協力団体募集要項に関する質問回答

質問総数：32件（3通）

No.	質問内容	回答
要項3（1）について		
1	収益活動による収益が発生した場合、要項記載の業務内容に沿った内容であれば道路協力団体が使用用途を指定できるとの認識で宜しいでしょうか。	本市要項3（1）記載のとおり。
要項3（1）②について		
2	第1号業務を実施する前提で、街路灯に付属するバナーの掲出・道路上の案内板の設置を活動計画に盛り込みたいと考えているが、本市要項3（1）②に記載のどれに該当するのでしょうか。	街路灯に付属するバナーの掲出は、本市要項3（1）②vii）に該当します。 また、道路上の案内板については、本市要項3（1）②iv）に該当します。
3	第1号業務の業務を実施する前提で、工事用の仮囲いや地下鉄の出入口を活用し看板・広告を掲出することを活動計画に盛り込みたいと考えているが、本市要項3（1）②に記載のどれに該当するのでしょうか。	道路上の工事用仮囲い及び地下鉄の出入口を活用した看板・広告を掲出することは認められません。
4	質問No.2・3のうち、現行の市の運用ルールでは掲出不可になっているものもあると思われるが、活動内容を審査の上、趣旨にかなない掲出が妥当と認められる場合は、道路協力団体と道路管理者との協議を経た上で掲出が可能となるよう調整されるのでしょうか。	本市要項10（3）に記載のとおり、当該特例に係る協議は別途必要となります。
要項4②について		
5	「事務所の所在地」は、活動に支障がない場所で定められていれば、必ずしも申請区間に面する・接する場所である必要はない、と解してよいでしょうか。	問題ありません。
要項5（1）④について		
6	監査報告書または収支計算書は直近の年度のみで良いでしょうか。	直近1年分の監査報告書または収支計算書を提出してください。
要項5（1）⑥について		
7	本市要項5（1）⑥の「4に掲げる⑤の要件を満たすことを証する書類」に関して、当会は5年以上前に任意団体にて団体を設立し、3年前に一般社団法人化したのですが、その場合の提出書類は任意団体時の規約（制定日記載）および一般社団法人の定款で宜しいでしょうか。	任意団体時の規約（制定日記載）および一般社団法人の定款を提出してください。
要項5（1）⑧について		
8	本市要項5（1）⑧「地域活動協議会又は連合振興町会長などの同意が確認できる書類」とあるが、募集期間中に計画もまとめたうえで協議会又は連合振興町会の組織としての同意を募集期間内に得るのは困難であると考えられる。同意を得る前提で鋭意手続き中として書類を提出することは差し支えないでしょうか。	本市要項5（1）⑧に記載のとおり、地域活動協議会又は連合振興町会長の同意を得たうえで申請してください。
9	連合振興町会や商店街組織等で構成する沿道協議会が組織され、代表に連合振興町会長などが就任頂いている場合、沿道協議会の代表としての同意が確認できる書類をもって、当該要件を満たすことは可能でしょうか。	本市要項5（1）⑧に記載のとおり。
要項10（3）について		
10	道路協力団体が行う「道路に関する工事」、「道路の維持管理」は具体的にどのような内容でしょうか。	本市要項10（3）①に記載のとおり。
要項10（5）について		
11	本市要項10（5）に記載の法第28条の2に基づく関係する道路管理者が構成する協議会とは、昨年度開催された「御堂筋協議会」のことか、あるいは別の協議会でしょうか。	法第28条の2に基づく関係する道路管理者が構成する協議会とは、密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会のことであり、現時点では、組織されていません。

要項10(6)について		
12	期間の更新について、5年を上限で更新する場合は再公募でなく更新となりますでしょうか。	本市要項10(6)記載のとおり。
要項10(7)について		
13	活動実施計画書に記載した活動が関係機関との協議等により実施できない状況となった場合は、実施義務を免除されるとの認識で宜しいでしょうか。	活動実施計画書に変更が生じた場合は、本市要項10(7)に記載のとおり、活動実施計画書を変更してください。
14	当会が活動する想定エリアにおいては、建物の配置上、道路に面した敷地に余裕がなく、歩行者の安全確保ため、側道の歩道化が供用されてから本格的な活動を行う想定をしています。募集要項3(1)②の活動については、共用開始されるまでの概ね2~3年間程度は、将来想定する活動を縮小するなど社会実験を行い、その結果を踏まえて実施する予定です。従って、実施する内容の詳細検討は今後となりますが、本申請時の計画を社会実験を経て変更することは可能でしょうか。	実効性のある活動実施計画を提出してください。なお、本市要項10(7)に記載のとおり、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに道路管理者に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。
15	収益活動で公的活動の費用以上に収益があった場合の取り扱いはどうなりますでしょうか。	収益に見合う公的活動を実施することが基本であるため、本市要綱10(7)の手続きを行った上、収益の剰余分については、それに応じて活動内容を見直すことや翌年度(但し、活動計画期間内に限る)の公的活動に充てるなどの対応を行うこととなります。なお、本市要項3(1)①の業務が疎かにならないように、①の業務に充当したうえで、本要項3(1)②~⑥の業務に充当してください。
16	想定していた収益活動での収益があがらず、公的活動の費用をまかなえない場合の取り扱いはどうなりますでしょうか。	本市要項10(7)の手続きを行ったうえ、活動実施計画を見直すことも可能です。
17	道路協力団体選定後に、公募の際に提出した活動実施計画書に記載した以外の活動を実施したい場合は、活動実施計画の変更により実施可能との認識で宜しいでしょうか。	本市要項10(7)に記載のとおり。
18	提出し審査を経て承認された活動実施計画書について、その後の調整・進捗によって活動内容が大きく変更(例えば新たな業務を追加するなど)となった場合は、それらを反映した活動実施計画書を改めて提出し審査を受けることが必要でしょうか。逆に当初の活動実施計画書と大きく齟齬のない範囲の軽微な変更であれば、提出を要しないと解釈してよいでしょうか。	本市要項10(7)に記載のとおり、原則、活動実施計画書に変更があれば、提出し確認を受けることが必要です。
19	質問No.18の場合、審査にどのくらいの期間を要する見込みでしょうか(追加活動の実施予定が定まっている場合は、いつぐらい前に変更計画書を提出する必要がありますか)。	変更内容により異なりますが、おおよそ1か月程度になります。
その他について		
20	道路上でのイベント実施は第2号業務に該当しますでしょうか。	道路の啓発用のイベントという主旨であれば第2号業務に該当します。
21	道路の基本的性能が確保されていない等の道路管理者等に起因する事故等への補償は起因者負担との認識で宜しいでしょうか。	道路協力団体と道路管理者間の責任関係については、活動の内容や時点等ケースバイケースで判断することになります。
22	収益に見合う公的活動を実施したことの確認は、実際の支出を全て確認されますでしょうか。	「収益に見合う公的活動が実施されている」ことの確認は、実際の支出により行います。
23	収益活動による収益を道路管理に還元する場合、経費は認められますでしょうか。	道路協力団体としての活動で収益を得た場合、要項3(1)①~⑥の業務を実施する費用には、当該業務を実施するために必要な経費を含めても構いません。

24	活動実施計画の変更にあつる概ねの期間をご教示ください。	変更内容により異なりますが、おおよそ1か月程度になります。
25	収益活動による収益が発生しない場合、義務付けられる1号業務の内容は活動実施計画に記載の業務範囲のみとの認識で宜しいでしょうか。	活動実施計画に記載の活動内容のみとなります。
26	万が一、団体内の決済が得られず今回の公募を見送つた場合、再公募はございますでしょうか。	現時点では未定です。
27	道路協力団体への道路占用料の緩和措置はありますでしょうか。	道路協力団体が道路法第48条の24各号に掲げる業務のために設ける工作物、物件又は施設については道路占用料は減免となります。
28	様式のWordデータをいただけますでしょうか。	本市ホームページ ( <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/000505187.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/000505187.html</a> ) を参照ください。
29	活動実施計画書に記載する内容は、例えばパークレットやデジタルサイネージ案内板兼広告板などの未だ大阪市さまの予算が確定していない、あるいは団体として意思決定ができていない等実現が不確定な案件についても記載するのでしょうか。	実効性のあるもののみ記載してください。
30	制度を活用して得た2号業務(収益活動)の収益使途について、例えば道路法第48条の24の5項に記載されている「道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと」を満たせばイベントに充当することは可能でしょうか。 またこの場合、国土交通省のホームページでは、法第48条の24の6項の例示として「無電柱化等の施策に関するワークショップの開催」と公開されています。こうしたワークショップを道路上で実施することは、通行障害や安全管理の視点で問題があると思われ、道路空間以外の室内での実施が前提として考えられます。室内以外としては、ホール、御堂筋での壁面後退部等が該当すると思いますが、啓発活動を実施するイベント場所は限定されるのでしょうか。	回答No.20のとおり。本市要項3(1)①の業務が疎かにならないように、①の業務に充当したうえで、本要項3(1)②～⑥の業務に充当してください。 なお、啓発活動を実施するイベントの場所については、道路上に限定していません。
31	様式に記載する活動区間は「別紙参照」とし、別図添付にて図示する事も良いでしょうか。	各号業務の活動区間が明記されていれば、別図添付にて図示することでも問題ありません。
32	道路法改正により創設された「歩行者利便増進道路制度」について、今後、御堂筋でも制度適用及び利便増進誘導区域の指定が展望され、今後、法に則して公募占用指針を定めていくことと考えられます。 その際、今回募集する道路協力団体も、歩行者の利便増進のための占用主体となり得ると解釈するが、歩行者利便増進道路制度、利便増進誘導区域及び占用主体の公募と道路協力団体の関係はどのように整理される予定でしょうか。	「歩行者利便増進道路制度」の御堂筋への適用につきましては、国等の動向を踏まえ、検討してまいります。